



2019年9月25日

各 位

会社名 日本農薬株式会社
 代表者名 代表取締役社長 友井 洋介
 コード番号 4997 東証第1部
 問合せ先 管理本部総務・法務部長 永井 統尋
 電 話 03-6361-1400

決算期（事業年度）の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、決算期の変更及び定款の一部変更について、2019年12月20日開催予定の第120回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとしておりますが、当社の親会社である株式会社ADEKAと決算期を統一し、経営全般にわたり、より効率的な事業運営を図ることを目的とし、当社の事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日までに変更いたします。

2. 決算期変更の内容

現 在	毎年9月30日
変更後	毎年3月31日

(注)決算期変更の経過期間となる第121期は、2019年10月1日から2020年3月31日までの6ヵ月決算となる予定です。

3. 今後の見通し

決算期（事業年度の末日）変更の経過期間（経過年度）となる第121期（2019年10月1日から2020年3月31日）の連結業績の見通しにつきましては、詳細が決定次第お知らせいたします。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとしておりますが、当社の親会社である株式会社ADEKAと決算期を統一し、経営全般にわたり、より効率的な事業運営を図ることを目的とし、当社の事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日までに変更いたします。これに伴い、関連する定款の一部を変更するものであります。

また、事業年度の変更に伴う経過措置として、新たに附則を設けるものであります。

(2) 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第12条 (条文省略)	第1条～第12条 (現行どおり)
(定時株主総会の基準日) 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>9月30日</u> とする。	(定時株主総会の基準日) 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3月31日</u> とする。
第14条～第34条 (条文省略)	第14条～第34条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(事業年度) 第35条 当社の事業年度は毎年<u>10月1日</u>から翌年<u>9月30日</u>までの1年とする。</p>	<p>(事業年度) 第35条 当社の事業年度は毎年<u>4月1日</u>から翌年<u>3月31日</u>までの1年とする。</p>
<p>(剰余金の配当の基準日) 第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>9月30日</u>とする。 2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日) 第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。 2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>(中間配当) 第37条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>3月31日</u>を基準日として中間配当をすることができる。</p>	<p>(中間配当) 第37条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>9月30日</u>を基準日として中間配当をすることができる。</p>
<p>第38条 (条文省略)</p>	<p>第38条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第1条 第35条(事業年度)の規定に関わらず、第121期事業年度は、2019年10月1日から2020年3月31日までの6ヵ月間とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第2条 本附則は、第121期事業年度に関する定時株主総会終結の時をもってこれを削除する。</u></p>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2019年12月20日(予定)

定款変更の効力発生日 2019年12月20日(予定)

以 上